

令和 7 年度

事業計画

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

令和7年度 旭区社会福祉協議会 事業計画



～共に支えられ生きていく、地域共生社会の実現に向けて～

■ 基本方針

本会では、平成 30 年から「地域共生社会」の実現に向け取組みを推進しています。特に、地域の中に潜在化している生活課題に気づき、共に支えあえる地域となるための仕組みづくりを進め、地域の力を高める支援に重点を置いてきました。

令和2年度からは「断らない相談支援」を目指し、本会に寄せられる相談から見えてくる多様な課題に対し、地域や関係機関とのネットワークを活かした取組みを進めています。さらに、住民同士が日常生活の中で小さな変化に気づき、支援につなぐ「ゆるやかな見守り活動」の構築を進め、令和3年度からは「ご近助ほっこり活動」として各地区社協を中心とした取組みを支援しています。

令和7年度は第5期旭区地域福祉保健計画を策定する年です。計画の基本理念や目指す姿には地域共生社会の理念を活かし、実現に向けた取組みを計画に位置付けます。

区社協としては、これまでの取組をさらに進め、生活困窮者や、地域社会から孤立する人に対する支援をネットワーク組織である強みを活かして、更なる拡充を図ってまいります。

■ 重点目標・取組

1 身近な地域での「ゆるやかな見守り支えあい活動(ご近助ほっこり活動)」の取組支援

日常生活の中で小さな変化に気づき見守りあう関係づくりや生活課題の早期発見・支援につなげるための見守り支えあい基盤づくり、様々な立場の人が参加したお互い様の地域づくりを進めます。

2 旭区地域福祉保健計画(きらっとあさひプラン)の推進と策定

第4期地域福祉保健計画の成果を振り返るとともに、「地域共生社会」の実現に向け、第5期の区計画を区役所・地域ケアプラザとともに策定します。また、地区別計画の策定を地区支援チームの一員として支援します。

3 地域における公益的な取組みの推進

社会福祉法人に求められる「地域における公益的な取組」を生かして、生活困窮者支援や福祉教育、地区社会福祉協議会(以下、地区社協)活動など、区内の地域福祉活動との協働による実施を進めます。

4 権利擁護事業の推進

権利擁護事業(あんしんセンター事業)を関係機関や金融機関等へ周知し、支援が必要な人をサービスの利用につなげていきます。併せて、あんしんセンター利用者のうち判断能力が低下している人については区役所や関係機関との連携により、成年後見制度への移行を進めます。また、成年後見サポートネットを通じて、成年後見制度の利用促進を図ります。

5 生活支援体制整備事業の推進

地域支援事業実施要項の改正に伴い、生活支援体制整備事業の取組内容や対象者についての考え方が大きく変化するにあたり、関係機関と共に制度理解の浸透を図り、多様な主体による生活支援・介護予防の活動の情報収集と企画・実施や支援、担い手の養成を総合的に推進します

■ 令和7年度 旭区社会福祉協議会 事業計画 概要

基本目標Ⅰ 安心して自分らしく生活ができるための包括的支援体制の充実

《相談支援・権利擁護部門》

1 各種事業の推進、総合相談機能の強化

各種事業を通じ地域住民から寄せられる相談や潜在的ニーズを受け止め、解決を目指すとともに必要な支援につながります。

- (1) ボランティアセンター
- (2) 移動情報センターあさひ
- (3) 旭区社協あんしんセンター
- (4) 生活福祉資金貸付事業
- (5) 生活に困難を抱える方々への支援

総合相談

各種事業における個別支援の実践を基盤に、総合相談・生活支援への取組を一層強めます。制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、関係機関などと連携し取り組むとともに、アウトリーチを通じて、支援の入り口を作っていきます。

基本目標Ⅱ 多様な主体による支えあいの地域づくりの推進

《地域福祉推進部門》

1 地区社協活動の支援

一人ひとりの困りごとに寄り添い、ネットワークを生かして解決していく役割を担えるよう、地区社協活動を支援します。

- (1) 地区担当制による相談、調整、活動支援
- (2) 地区社協活動費等の助成金による活動支援
- (3) 情報共有・検討の場(分科会、研修会)の開催
- (4) 日頃の見守り・ご近助ほっこり活動の推進

総合相談×地域支援

区社協の各事業に寄せられる相談内容と地域の動きを相談記録データにて共有し、地域支援の方向性を検討しながら必要な支援を提供できるよう取組みます。

『ご近助ほっこり活動』について

旭区社協と19地区社協では、挨拶や声かけ等の地域住民同士のさりげない目配りや気配りによる見守りを『ご近助ほっこり活動』名づけ、地域の中で孤立しがちな人の小さな変化に気づくことのできる活動や地域づくりを進めています。地域ごとの特性に合わせた柔軟な形で活動を進めます。

2 ボランティア・市民活動団体への支援

ボランティア・市民活動団体への「はじめる、ささえる、つなげる」を支援します。

- (1) 地域福祉活動の充実に向けた支援
 - ふれあい助成金、独自助成金等の配分
- (2) 活動の場の提供
 - 福祉保健活動拠点「ぱれっと旭」の運営

地域支援

地域支援では、地域住民から寄せられる生活課題を受け止め、「地域」を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。また深刻な生活課題について、共有・協議の場としての役割を発揮し、その解決や予防に向けて取り組みます。

3 協働・連携による福祉課題へのアプローチ

地域住民が主役となり、地域課題に取り組むための基盤をつくります。

- (1)地域福祉保健計画の推進
- (2)見守り・社会参加・生活支援の場の提供
- (3)孤立防止や社会とのつながりづくり(つながり食料支援事業等)
- (4)地域が子どもを育てる支援
- (5)重層的な支援体制に向けたネットワークづくり

基本目標Ⅲ 地域福祉保健の取組が広がる仕組みづくりの推進

《一人ひとりの福祉意識の醸成》

「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが安心して暮らすことができるよう、孤独・孤立防止や社会とのつながりづくり、参加支援を進めるとともに、多様性を受け入れられる地域・人づくりを目指します。

- (1)福祉教育の推進
- (2)寄付文化の醸成
- (3)広報・啓発(あさひいきいき宣言の発行、SNS による発信等)

基本目標Ⅳ 区社協組織・活動基盤の整備

《法人運営・経営部門》

様々な福祉機関・関係者の参加のもと、ともに生きる豊かな福祉社会を目指し、複合的な課題を解していくための取組を、会員と共に実施します。またコンプライアンスを遵守し、寄付や補助金を扱う団体として信頼を高めます。

- (1)区社協基盤整備
- (2)理事会、評議員会の開催
- (3)分科会等の活性化
- (4)社会福祉功労表彰
- (5)災害時における支援体制の構築
- (6)コンプライアンスの推進、人材育成
- (7)共同募金会等の団体事務

■ 令和7年度旭区社会福祉協議会 事業計画 取組内容

各事業と連動する第4期地域福祉保健計画の3つの目指す姿について【 】内に記載しています。

第4期地域福祉保健計画の3つの目指す姿

- ① 誰もがともに生きるまち
- ② みんなが、声をかけあえるまち
- ③ ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

基本目標Ⅰ 安心して自分らしく生活ができるための包括的支援体制の充実

1 ボランティアセンター【目指す姿①③】

- (1) 地域福祉の重要な担い手であるボランティアの活動を推進し、個々の困りごとを含めたニーズ解決を目指して、ボランティアコーディネート業務を行います。
- (2) 地域福祉の重要な担い手である様々な対象に向けた研修・講座を開催し、ボランティア育成とともに、ボランティア活動の底上げを目指します。
- (3) ボランティア登録者やこれから活動を希望している人が、実際に活動につながるよう、広報啓発を進めます。
- (4) 市民活動支援センターや地域ケアプラザ、ボランティア受入れ施設・団体等関係機関との情報交換や協働を通し、ニーズ把握や課題分析、区域におけるネットワークづくりを行います。
- (5) 各種ボランティア保険の取り扱いを行います。

《財 源》

※【 】は前年度予算

ボランティアセンター 運営：

703 千円
【751 千円】
(市受託金 613
千円)
(手数料収入 90
千円)

2 移動情報センターあさひ【目指す姿①②③】

- (1) 障害のある方の移動に関する課題に対し、適切な情報を提供する等、解決に向けてコーディネートします。また、相談をきっかけに見えてきた課題についても適切な関係機関へつなぎます。
- (2) 当事者や家族が地域を身近に感じ、安心して生活ができるよう、ガイドボランティア等の担い手の発掘や育成、スキルアップについて、講座・交流会等を企画・開催します。
- (3) 移動情報センターの相談窓口の周知やガイドボランティアの取組について広報啓発を進めます。
- (4) ヘルパー事業所や車両移動支援事業所へのヒアリングの実施や、事業所連絡会の開催、参加を通し、移動に関する情報を一元的に収集、発信する相談拠点として、相談ニーズに対応します。

移動情報センター 運営：

8,810 千円
【8,917 千円】
(市社協受託金)

ガイドボランティア 事業：

4,682 千円
【4,802 千円】
(市補助金)

3 旭区社協あんしんセンター【目指す姿①②③】

- (1) 自身での金銭や財産関係書類等の管理が不安な高齢者や障害のある方のため、日常生活や金銭管理等の相談に応じ、契約に基づき、次のサービスの提供を実施します。
 - ① 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
 - ② 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス
- (2) 利用者一人ひとりが強みを生かし、地域でその人らしく暮らせるよう利用者と地域を繋げる支援に取り組みます。地域へ事例を紹介し、地域からの働きかけを地区担当と一緒に検討する機会をもうけます。
- (3) 区役所および地域包括支援センター等と連携し、権利擁護事業や成年後見制度に関する啓発、申立て支援を進めます。
- (4) サポートネットの開催等を通じ、成年後見制度に関わる支援者のスキルアップおよび市民後見人の活動支援に取り組みます。

4 生活福祉資金貸付事業【目指す姿③】

- (1) 低所得者・高齢者・障害者等世帯に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るため、関係機関等と連携して、相談対応・貸付・償還支援等を実施します。
- (2) 必要な人に貸付制度の情報が届くよう、関係機関等と連携し制度の周知・理解促進に努めます。

5 生活に困難を抱える方々への支援【目指す姿①②③】

- (1) 社会の経済の動きなどで影響を受けやすい世帯からの求めや要請に応じて、困窮状態から立ち直りが図れるよう食料支援の案内や提供をします。
- (2) 民生委員・児童委員をはじめとする地域住民や、行政・地域ケアプラザ等と連携し、つながり食料支援事業やひとり親家庭応援 Day(頒布会)を通して、世帯の自立を図ります。
- (3) 火災等に罹災された方には、横浜市災害・弔慰金要綱に基づき見舞金を交付します。また、低所得者法外援護費事業を関係機関と連携し取り組みます。

《財 源》

※【 】は前年度予算

あんしんセンター運営：

1,114 千円

【957 千円】

(市社協受託金 219 千円)

(利用料収入 302 千円)

(会費収入 593 千円)

生活福祉資金貸付事業：

4,894 千円

【5,261 千円】

(県社協受託金)

緊急一時食料支援事業：

231 千円

【201 千円】

(共同募金年末)

火災等の罹災世帯へ見舞金：

200 千円

【200 千円】

(共同募金一般 10 千円)

(たすけあい福祉資金 10 千円)

基本目標Ⅱ 多様な主体による支えあいの地域づくりの推進

1 地区社協活動の支援【目指す姿①②③】

一人ひとりの困りごとに寄り添い、ネットワークを活かして解決していく力を発揮できるように地区社協活動を支援します。

(1)地区担当制による相談、調整、活動支援

前年度振り返りヒアリングや出前講座等をとおして活動を支援します。
地区アセスメントや地区支援計画を地域ケアプラザや支援チームとも共有し、他機関と連携しながら地区支援を進めます。

(2)地区社協活動費等の助成金による活動支援

ご近助ほっこり活動推進助成金の活用を促進します。

(3)情報共有・検討の場(分科会、研修会)の開催

『地区社協のファン(理解者)を増やす』を年間研修テーマとし、研修会や意見交換の機会をつくります。

(4)日頃の見守り・ご近助ほっこり活動の推進

各地区の見守り活動取組目標の進捗状況を共有する機会をつくり、各地区の取組を後押しします。

2 ボランティア・市民活動団体への支援【目指す姿②】

(1)より豊かな市民社会の実現のため、区内の地域福祉関係団体(ボランティア・当事者団体等)や地域での福祉に関する取組に対し、助成金を通じて支援します。

①「あさひふれあい助成金」として、区内の地域福祉関係団体の事業に対し助成します。

② 区社協会員、地域での見守り・支えあい活動や子どもの居場所づくりに取り組む団体を対象に、区社協独自助成金を交付し、活動を支援します。

(2)旭区福祉保健活動拠点「ぱれっと旭」の適正な管理運営を行います。

地域の方々がいきいきと活動でき、団体同士のつながりを持てる拠点として、更なる満足度の向上を目指します。

① 利用団体へのアンケートや日々の声かけを通して、活動状況や課題を把握し、福祉保健活動拠点として活動を支援します。

② 利用団体同士の連携や交流の機会として、利用団体調整会議を実施します。

③窓口満足度調査や利用団体懇談会を通じ、拠点利用者へのサービス向上に努めます。

④ホームページや SNS などを用いて福祉保健活動拠点及び団体活動の紹介を行い、拠点の周知を行うとともに、土日・夜間を含めた利用率の向上を図ります。

⑤拠点利用者が安心して施設を利用できるよう、設備整備や感染症対策を継続します。

《財 源》

※【 】は前年度予算

地区社協活動費：

5,758 千円

【6,041 千円】

(市社協補助金
950 千円)

(共同募金年末
4,797 千円)

(会費収入 11 千
円)

ふれあい助成金：

10,788 千円

【10,232 千円】

(市社協補助金
6,505 千円)

(共同募金一般
1,232 千円)

(善意銀行 3,051
千円)

独自助成金・団体 助成：

3,286 千円

【3,286 千円】

(善意銀行 1,503
千円)

(共同募金年末
583 千円)

(福祉基金 1,200
千円)

福祉保健活動拠点：

16,413 千円

【16,023 千円】

(市受託金収入
15,447 千円)

(負担金収入 295
千円)

(会費収入 671 千
円)

3 協働・連携による福祉課題へのアプローチ【目指す姿①②③】

(1)地域福祉保健計画の推進・策定

旭区地域福祉保健計画に基づく事業の推進に取り組みます。

- ① 令和 6 年度の第4期計画の振り返りを令和 7 年度事業計画に反映させ、区社協事業をとおして計画の目指す姿に向けて取り組みます。
- ② 第 5 期区計画の策定に向けて、推進会議、検討部会、事務局会議の開催をとおして行政や地域ケアプラザとともに素案、原案の作成を進めます。
- ③ 第5期地区別計画の策定に向けて、支援チームと計画推進組織が連携できるようにサポートします。
- ④ 第5期計画完成年度のため、旭区社会福祉大会(きらっとあさひ福祉大会)にて計画内容の周知をしていきます。

(2)見守り・社会参加・生活支援の場の提供(生活支援体制整備事業)

高齢者等の生活支援、社会参加による介護予防、それらを進めるための見守り活動を推進するために、生活支援体制整備事業に取り組みます。

【第1層生活支援コーディネーターの働きかけ、関わり】

区域の課題である「多様な主体との協働」「移動支援」について取組を進めます。特に「多様な主体との協働」については、施設分科会「支え合いプロジェクト」やボランティアセンター等と連携して進めます。

【第2層生活支援コーディネーターの支援】

各地域ケアプラザに配置されている第2層生活支援コーディネーターの支援を進めるため、各コーディネーターの取組状況や経験年数に合わせた情報提供や研修を実施します。

第2層生活支援コーディネーター間で事例検討を行い、個別ニーズとサービスのマッチングに向けた取組を進めます。

地域課題の解決のため、民間企業や社会福祉施設等の新たな担い手や多様な主体との取組推進について検討します。

(3)孤立防止や社会とのつながりづくり

①「孤立させない!『つながり食料支援事業』」

区内農家やフードバンクかながわ、資源循環局等から野菜等の食品の提供を受け生活にお困りの世帯等への「食」を通じたつながりづくりを行う「孤立させない!『つながり食料支援事業』」を実施します。

民生委員・児童委員や関係機関と連携した見守り・相談支援を行うことにより、社会的孤立の防止、相談者の社会参加を目指します。

また、関係機関とともに事業の部分的な見直しをはかり、より必要な方への周知、多様なつながり方を検討します。

②ひとり親家庭応援 Day

区内でひとり親の困窮世帯が多いことから、「ひとり親家庭応援 Day」を年2回行います。運営はボランティアセンター登録者の協力も得ながら、主任児童委員と協働で行います。

《財 源》

※【 】は前年度予算

地域福祉保健 計画事業：

3,300 千円
(共同募金一般
3,000 千円)
(市社協補助金
300 千円)

福祉大会：

773 千円
【711 千円】
(区負担金 377
千円)
(共同募金一般
396 千円)

生活支援体制整備 事業：

320 千円
【287 千円】
(市社協受託金
200 千円)
(会費収入 120
千円)

つながり食料支援 事業：

128 千円
【337 千円】
(共同募金年末
64 千円)
(善意銀行 64 千
円)

ひとり親家庭応援 Day：

124 千円
【124 千円】
(共同募金年末
63 千円)
(善意銀行 61 千
円)

(4) 地域が子どもを育てる支援

①子ども食堂(地域食堂)、学習支援、フリースペース等の子どもの居場所事業を実施する団体の連絡会を開催し、子どもの見守りにつながる情報交換と団体の支援をしていきます。

②「あさひ子どもの未来応援助成金」の活用先について、広報紙等で広く区民へ周知します。

(5) 重層的な支援体制に向けたネットワークづくり

①社会的に孤立している状況にある人が増える中、異変があった時の早期発見や課題を抱える人を必要な支援につなげる等、関係機関と連携し取組を進めます。

②地域の身近な福祉拠点である地域ケアプラザと連携をとり、各地区活動への支援を進めます。

③地域活動交流コーディネーター連絡会を通して、人材育成と業務スキルアップを図るため、地域活動交流コーディネーターと協働で研修会や勉強会を企画し実施します。地域ケアプラザ所長会、地域包括支援センター連絡会、地域ケア会議、巡回相談等へ参加し、具体的な連携を進めます。

《財 源》

※【 】は前年度予算

子どもの居場所 づくりサポート事業：

168 千円

【398 千円】

(共同募金一般)

地域活動交流コ ーディネーター連絡会：

82 千円

【82 千円】

(市社協補助金)

基本目標Ⅲ 地域福祉保健の取組が広がる仕組みづくりの推進

1 福祉教育の推進【目指す姿①②③】

学校・地域・企業からの相談に対して、「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせについて気づきを得られるような福祉教育に取り組めます。

(1) 障害当事者をはじめ、地域ケアプラザや地区社協等と連携し、地域と繋がる福祉教育を実践していきます。

(2) 福祉教育に関連する機材を貸し出します。

(3) ジュニアボランティア活動を各地区民児協と連携し、活動を支援します。また、活動体験者がその後も活動を継続できるよう、地域団体や区内施設と連携し取り組みます。

(4) 区内障害施設や当事者団体及び、自立支援協議会等の関係機関と協働して、様々な事業に取り組めます。

(5) 企業や施設の社会貢献活動が地域とつながりのある取組となるよう、区内企業等とのつながりを強めます。

福祉教育：

53 千円

【55 千円】

(市社協補助金
30 千円)

(会費収入 23 千
円)

2 寄付文化の醸成【目指す姿①】

(1) 善意銀行の受け入れ(金銭・物品)を行い、区内の配分先を調整します。寄せられた金品は、助成金等に活用します。

(2) 寄付したい人と受け入れたい人を適切にコーディネートします。

(3) 寄付文化の醸成を目指して、リーフレット等による広報活動を行います。

(4)地域共生社会の実現に向け、助成金や寄付のあり方について引き続き検討を行います。

3 広報・啓発【目指す姿①②③】

- (1)あさひいきいき宣言(旭区社協だより)を発行し、配布します。「地域共生社会」をメインテーマに、テーマに合わせた各地域の取組や区社協の事業を掲載することで、身近で親しみやすい福祉啓発だけでなく、「気づき」や「学び」を得られる内容にします。
- (2)情報を発信するためのツールとして、X(旧 Twitter)の活用および、ホームページでの情報発信について強化します。

基本目標Ⅳ 区社協組織・活動基盤の整備

《法人運営・経営部門》

1 区社協基盤整備

- (1)区社協の基盤強化のため、会員拡充に取り組みます。
- (2)各分科会での検討を基に、研修等の事業を企画します。
- (3)自主財源の確保と福祉啓発のため、地区連合自治会町内会の理解と協力のもと、各地区社協と共同で賛助会費を募集します。
- (4)新たな事業展開や重点事業推進のため、安定した財源確保に向けた検討を引き続き行います。

2 理事会、評議員会等の開催

理事会、評議員会等を開催し、社会福祉法に基づき適正な法人運営を進めます。

3 分科会の活性化

施設分科会「あさひ支え合いプロジェクト」やボランティア分科会等の各分科会の場を設け、地域の課題の解決に向け話し合い、具体的な取組を連携・協働して進めます。

4 社会福祉功労表彰

長年にわたり、旭区において地域福祉の推進に携わってこられた個人・団体の功績をたたえ、地域福祉の一層の充実を図るため、旭区社会福祉協議会社会福祉功労表彰を行います。

5 災害時における支援体制の構築

- (1)大規模災害発生時は、区災害対策本部からの要請に基づき、災害ボランティアセンターを設置し運営します。また、ICT の活用から、災害ボランテ

《財 源》

※【 】は前年度予算

いきいき宣言：

1,989 千円

【1,958 千円】

(市受託金収入
50 千円)

(共同募金一般
1,939 千円)

情報発信(ネット)：

153 千円

【153 千円】

(区受託金 6 千円)

(市社協受託金
11 千円)

(共同募金年末
136 千円)

各種分科会の
開催：

440 千円

【382 千円】

(会費収入 240
千円)

(県社協助成金
200 千円)

ィアセンター運営をはじめとした災害時に活用する情報共有システム等の技術的な習得と必要性の浸透を図ります。

- (2) 旭区災害ボランティア連絡会と連携を図り、区との支援体制を検討していきます。

6 コンプライアンスの推進、人材育成

- (1) 職場で発生した事件・事故・事務処理ミスの情報については、組織全体で積極的に共有を行い、再発防止につなげるため、コンプライアンス推進の取組を強化します。また、より透明性の高い業務運営を行います。
- (2) 職員の人材育成を進めるため、内部研修の実施や外部研修への参加を推進します。

7 団体事務

次の5団体の事務局運営を担います。

- (1) 神奈川県共同募金会旭区支会
- (2) 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部旭区地区委員会
- (3) 旭保護司会
- (4) 旭区更生保護女性会
- (5) 旭区更生保護協会